

アジア各国特許庁の審査期間の調査：

出願から登録までに要する時間

○藤田 明¹⁾, 中西 昌弘²⁾, 太細 博利³⁾, 道中 孝徳⁴⁾
JFEテクノリサーチ株式会社¹⁾, オリンパスメディカルシステムズ株式会社²⁾
昭和シェル石油株式会社³⁾, UMG・ABS 株式会社⁴⁾
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目7番1号
Tel: 03-3510-3298 FAX: 03-3510-3470
E-mail: ak-fujita@jfe-tec.co.jp

Information of Examination Term Disclosed by National Patent Offices in Asian Countries : How long is it necessary to make an applied patent granted?

FUJITA Akira¹⁾, NAKANISHI Masahiro²⁾, TASAI Hiroyoshi³⁾, MICHINAKA Takanori⁴⁾
JFE Techno-Research Corp.¹⁾, OLYMPUS Medical Systems Corp.²⁾, Showa Shell Sekiyu
K.K.³⁾, UMG ABS, Ltd.⁴⁾
7-1, Otemachi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Japan
Phone: +81-3-3510-3298 Fax: +81-3-3510-3470
E-mail: ak-fujita@jfe-tec.co.jp

【発表概要】

近年アジア諸国において特許出願件数が急増しており、これを反映して特許出願から登録までの過程で必ずしも各国の法制度に従った期間内で審査手続きが進められていない場合も見受けられる。本報告では、ベトナム、インド、シンガポール各国において、特許制度に定められた審査フローの各ステップで要する時間、ひいては出願から登録までに要する時間について調査を行って現状を明らかにする。

【キーワード】

特許情報, 各国特許庁データベース, 審査請求, 実体審査, ベトナム, インド, シンガポール

1. はじめに

アジア各国は近年人口の増加、中間所得層の拡大を背景に市場が拡大しつつあり、欧米をはじめ海外企業の進出が顕著になってきている。海外企業はもとより地元企業においても、知的財産権を取得、維持することは、事業展開していくために必要不可欠であるため、アジア各国政府は知的財産に関するインフラを整備することが急務となり、近年 PCT への加盟、特許法の改訂などが進められている。また、自国ならびに外国からの特許出願件数は急増しており、審査にかける時間もそれに比例して増えている。各国特許庁で審査の迅速化に注力しているものの、出願から登録までの一連の手続きが追いつかない場合も生じている。

そこで本報告では、出願から登録までの一連の手続きにおける各ステップで、どれだけ時間を要しているかを調査した。調査対象は出願から審査にいたるルートに特徴あるベトナム、インド、シンガポールの3国を取り上げ、基本的に各国特許庁の公開情報を元に調査した。

2. 調査方法

(1) ベトナム

特許庁 HP の、National Office of Intellectual Property of Vietnam, Industrial Property Digital Library (IP

Lib)¹⁾ から各特許の”Bibliographic”の出願日、公開日、登録日等、ならびに”Legal status”の”Chukan Code”の各イベント名とその日付を抽出し、ステップ毎に時間経過を整理した。

(2) インド

インド特許意匠商標総局 (CGPDTM) の提供する特許データベース IPAIRS (ver.2)²⁾ の”Application Status”にて経過情報を調べた。また、出願特許件数、登録特許件数などの調査は、Molecular Connections 社のデータベース MCPaIRS を用いた。

(3) シンガポール

Intellectual Property Office of Singapore (IPOS) の”e-Patent”オンラインサービス³⁾ から、Register の項に記載されている一般書誌事項、ならびに”Other Entry”の Date-Event 欄の各ステップについて調べた。

3. 調査結果

(1) ベトナム

今回調査対象とした特許は、1996 年以降出願された 32,276 件の特許で、このうち 10,113 件が登録となっている。ベトナム特許庁 HP の書誌事項の主な日付、ならびに、”Chukan Code”の代表的なものを時系列で示すと、表1のようになっている。これらの各イベント間の日付を差し

表1 ベトナム特許庁HPに記載されている書誌事項とChukan Code

イベント	対応する英文名称
出願日	Filing date
出願受理通知	Notification for Acceptance of Application
公開日	Pub A
実体審査請求	Request for Substantive Examination
実体審査結果通知(拒絶)	Notification on Substantive Examination Result (Refusal)
実体審査結果請求	Request for Notification on Substantive Examination Results
特許付与通知	Notification on Grant
特許付与通知(補正後)	Notification on Grant (after response)
登録/公開手数料受領	Registration and Publication Fee Receipt
登録日	Registration Date
登録公開日	Pub B

引きすることにより、各イベントに要した時間が算出できる。その一例として、出願から登録までに要した期間(登録日から出願日の引き算:月数)を計算し、その分布を示すと図1のようになり、かなり広範囲にわたるが、比較的正規分布に近い形となっている。平均値は51.1ヶ月である。また、特許付与通知から実体審査請求の日付を差し引くことにより審査期間が計算できる。IP Lib の提供するデータベースでは、補正なし、補正後のそれぞれについて特許付与通知日を明示しており、補正なしで特許付与された場合

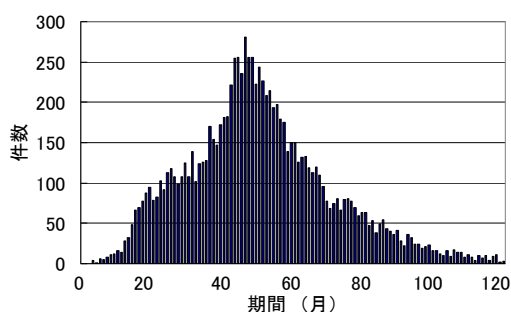


図1. 出願から登録までに要する期間(月)の分布 (ベトナム) 2013年2月調査

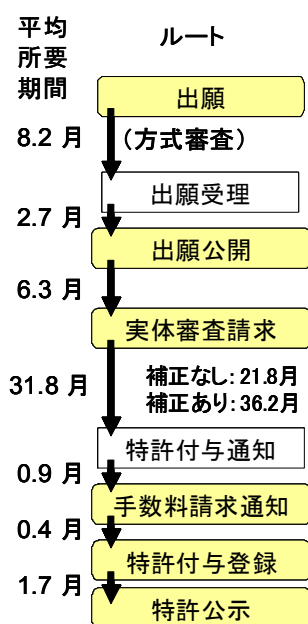


図2. 出願から登録までのフローならびに各ステップに要する期間 (ベトナム)

の審査期間は平均 21.8 ヶ月(1343 件)であるが、補正をとまなう場合の審査期間は平均 36.2 ヶ月(3093 件)であった。双方合わせた平均審査期間は平均 31.8 ヶ月(4436 件)となり、出願から登録までの平均 51.1 ヶ月の期間のうちの平均 31.8 ヶ月が実体審査に要した時間と見なされ、約 6 割に相当する。図2はベトナムにおける出願から登録までのフローチャート⁴⁾を示し、先に算出した審査期間をも含めた各ステップで要する期間を記入した。出願日から公開日までは約 11 ヶ月を要するが、特許付与通知から公示(登録公開)までは約 3 ヶ月で処理されている。

(2) インド

インドにおける出願年度(4月～翌3月)の特許出願数推移をデータベース MCPaIRS で調べたところ、図3に示したように、2000年以降2008年頃まで急増している。一方、同じ年に出願された特許のうち登録となった特許は2005年を境に減少している。インド特許意匠商標総局は、2013年6月から特許の実体審査の進捗状況について公表を開始しており⁵⁾、それによると、現在2008年頃に審査請求した案件を審査している。今回の調査で出願から審査請求までは2年2ヶ月程度要することが分かっており、逆

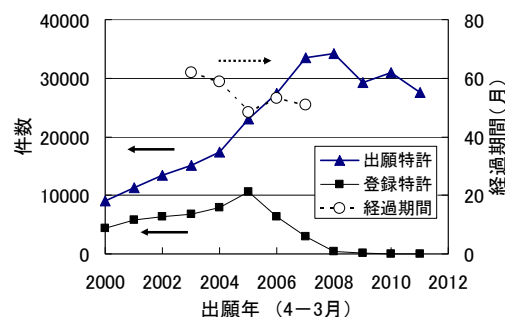


図3. 出願、登録特許件数の推移と、出願から登録までに経過した期間(月)の年度別変化 (インド) 2013年6月調査

算すると現在は 2006 年頃出願した特許を審査していることになる。このことを考慮すると、登録特許数の減少は、絶対数が減ったというより審査の遅れと推測される。また、出願日と登録日の日付から出願～登録の期間を計算すると、図3の右側の目盛で示したように、2003 年度から 2005 年度まではわずかではあるが期間が短縮されている。しかしながら、おおよそ 50 ヶ月の期間を費やしている。

これまで見てきた出願～登録の期間での比較では、出願人が出願後いつ審査請求するかによってその期間の長さは変わってくる。例えば出願からかなり年数の後に審査請求するならば、出願～登録はその分長くなる。逆に登録してすぐに審査請求するならば、審査期間が占める割合が大きくなると推測される。ベトナムの場合は、出願受理日から審査請求日までの期間が約 9 ヶ月以内に集中していたため、平均審査期間 31.8 ヶ月の方が圧倒的に長い。したがって審査期間を知ることが重要になるのであるが、以下に示すように、IPAIRS の ”Application Status” では、限られた期間の情報しか得られないことがわかった。まず、現在審査中の案件については審

査請求日とはじめの審査結果報告日 (First Examination Report: FER) は開示されるが、審査がまだ行われていない場合 (Application Awaiting Examination) は、審査請求日のみが記される。そして審査が終了し登録となった場合 (Granted Application)、あるいは、登録に至らなかった場合 (例えば、Application Refused、Application Abandoned、その他) は審査結果報告日が表示されない。したがって、審査期間として把握できるのは、審査請求日と FER の両方が開示されている現在審査中の特許に限られる。図3の登録特許件数の変化を見ると 2006 年度出願特許が現在審査進行中と思われるので、この年度について審査経過を調べた。

インドにおいて他の国と異なる特徴的な点は、出願受付から実体審査を行う場所が 4 支局ある点である。また、出願番号に付された記号により PCT ルートとそれ以外のルートを判別できるので、支局・ルートによる差についても比較を行った。

2006 年度に出願された特許のうち、すでに登録となった特許について、出願～登録までの期間を表2の左側に、同じ年に出願された審査中の特許について、

表2 2006年4月1日～2007年3月31日に出願受付された特許で登録となった特許の出願から登録に要した期間(月)と、審査請求してからFERが発行されるまでの期間(月) (インド) 2013年7月調査

Office /Route	出願～登録				審査請求～FER			
	登録件数	平均	登録件数	平均	審査件数	平均	審査件数	平均
DEL	207	55.0	1321	58.2	473	49.9	4014	50.2
DELNP	1114	58.8			3541	50.2		
KOL	268	56.2	1499	59.6	225	44.1	1657	42.8
KOLNP	1231	60.3			1432	42.6		
MUM	354	45.1	1245	39.9	349	35.6	574	39.6
MUMNP	891	37.8			225	45.8		
CHE	487	46.7	2139	51.8	227	49.9	1302	51.8
CHENP	1652	53.3			1075	52.2		
All	1316	49.5	6204	52.7	1274	44.9	7574	48.1
All(NP)	4888	53.5			6273	48.7		

審査請求日から FER 受理日までの期間を表2の右側に示した。いずれも IPAIRS で調べた。出願～登録の期間の比較では、MUM<CHE<DEL<KOL の順で期間が長くなっている。また、MUM を除く支局で PCT ルートの方が長くなっている。一方、審査～FERの期間については、MUM<KOL<DEL<CHE となっており、その順位は異なっていて、また PCT ルートの方が KOL を除いて長くなっている。登録期間、審査期間の両方とも、MUM 支局が取り扱う件数が少なく、審査も早いと言えるが、他の支局については一貫した傾向は見られない。また、審査が早いことと審査の精度とは必ずしも一致するとは限らないので支局の選択には注意が必要である。2006 年度における全ての平均では、出願から登録まで 52.7 ヶ月要しているが、同じ年の出願特許で未登録の案件は、審査請求してから FER を受け取るまでに 48.1 ヶ月かかり、ほとんど審査期間が支配的となっていることが分かる。

(3) シンガポール

シンガポールでは、出願フローにおいて審査ルートが4通りある⁴⁾。審査ルートは、①調査と審査 (Search + Examination)を両方受ける、②調査と審査が統合 (Combined Search and Examination)、③外国調査に基づく審査、④外国の審査又は特許に基づく(所定特許庁による修正実体審査)があり、④については審査請求がなされず、海外の所定特許庁による審査が相互活用される。インドの場合と異なり、特許番号等にどの審査ルートを経たものかは表示されない。そこで、e-Patent オンラインサービスに記載のイベントを元に①～③の審査ルートを推測するしかない。最も明確なルートは②であり、Event として「COMBINED SEARCH AND

EXAMINATION REQUEST」を含み、かつ、審査が終了した「COMBINED SEARCH AND EXAMINATION REPORT RECEIVED」を含む。これらの日付から調査と審査に要した時間も計算できる。このルートを経たと思われる 2005～2009 年出願の特許について、出願から登録までの期間の分布を調べたところ、図4(i)に示すように二つのピークが現れた。これまでに調査した中でも分布が広がる場合も見受けられたが、ここまではっきりとしたものではなかった。これらの特許の調査・審査請求とそのレポートを受け取るまでの期間の分布を調べると、図4(ii)に示すように一つのピークしか示さなかったため、出願から公開までの期間の分布を調べたところ、図4(iii)のように 1～2 ヶ月付近と 20 ヶ月付近の 2 箇所集中していた。それぞれのピークの内容を見たところ、後者は PCT 経由の出願であり、前者はそれ以外の

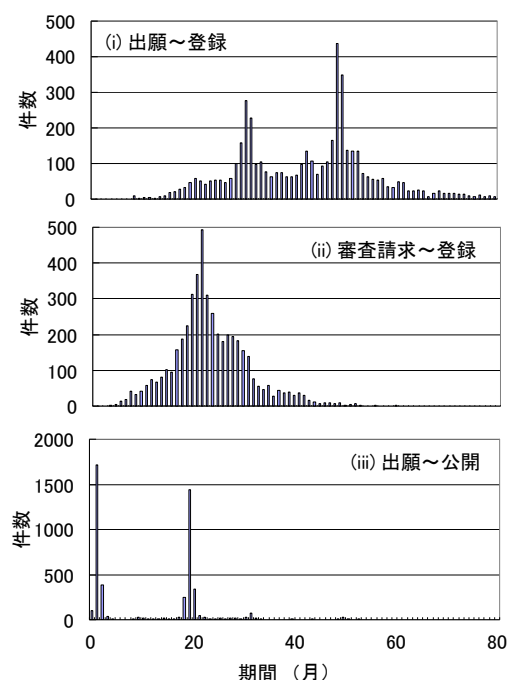


図4. (i) 出願～登録、(ii) 審査請求～登録、(iii) 出願～公開、それぞれに要した期間(月)の分布(シンガポール) 2013年6月調査

ルートで出願されたものであることが判明した。シンガポールでは、出願受付から公開までの期間がほとんど遅滞なく進められているが、その後の審査請求のタイミング、あるいは、調査審査の時間の期間のばらつきにより、最終的に図4(i)の分布になったと考えられる。

4. まとめと考察

各国特許庁の提供しているデータベースのイベントとその日付の情報から、出願から登録に至るまでの各ステップでどのくらいの時間を要しているかを明らかにすることができた。

基本的な手順は以下のとおりである。

①各国特許庁の提供するデータベースから、出願、公開、審査請求、審査結果通知、特許付与の各イベントとその日付の情報を抽出した。

②その国の出願から登録までの流れを把握し、各イベントの日付を引き算することにより、その各ステップで要する期間を計算した。

③得られた結果の分布や平均値を見てそれぞれの国、またはルートの特徴を把握した。

今回の調査では、ベトナム、インド、シンガポールを対象にした。各国の特徴として以下の情報が得られた。

(1)ベトナム

3国の中では比較的シンプルな特許出願フローとなっており、出願～登録の期間は平均51.1ヶ月で正規分布に近い分布をしている。また、特許付与日の情報が補正の有無の両方で与えられ、補正無しでは21.8ヶ月、補正有りでは36.2ヶ月の審査期間を要している。

(2)インド

受付4支局、PCT 経由の有無が明確になっており、受付件数の少ない MUM 支局が審査も早くなっている。それ以外の優劣は見出しがたい。2006 年度の出

願～登録の期間は平均 52.7 ヶ月で、審査期間は平均 48.1 ヶ月であった。

(3)シンガポール

審査ルートが4種類あり、特許出願フローも複雑であるが、イベントの内容によりある程度まで特定することは可能である。PCT ルートとそうでないルートで出願から公開までの期間が異なる。調査審査統合ルートでは、出願～登録の期間が平均 42.8 ヶ月、そのうち審査期間は 23.2 ヶ月であった。

5. おわりに

アジア諸国で知的財産権として特許の権利化を目指す場合には、それに要する時間を把握することが重要である。今回の調査では、3 カ国を対象としたが、それぞれ特徴があり、審査期間にも違いが見られた。特許法の整備や担当部署の組織、ひいては審査にあたる人員数など、特許を取り巻く環境は各国で異なっており、その国の実情を良く把握することが特許権利化など知的財産権を確保するために重要である。

6. 参考文献

- [1] ベトナム特許庁 HP
<http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WLogin.php>
- [2] インド特許意匠商標総局の提供する特許データベース IPAIRS :
<http://ipindiaservices.gov.in/patentsearch/search/index.aspx>
- [3] シンガポール特許庁 HP :
<http://www.epatents.gov.sg/PE/>
- [4] 特許庁委託事業「アセアン・インド知財保護ハンドブック」日本貿易振興機構(ジェトロ)2013年3月
- [5] インド特許意匠商標総局 HP
<http://ipindiaservices.gov.in/rqstatus/>